

長野市放課後子ども総合プランについて

1

1 検討の経緯

過去の審議経緯

- 平成19年6月 「児童館・児童センター等の利用料について」長野市社会福祉審議会へ諮問
 平成21年2月 放課後子どもプランの利用料は「一律月額3,000円」の答申
 平成21年10月 「放課後子どもプラン」の利用者負担については、市内全54小学校区で軌道に乗せることを第一に考え、今後も現状どおり「無料」とした

放課後子ども総合プラン充実への取組

- ⊃ 実施校区の拡大(H21年度 17校区 ⇒ H28年度 54校区)
- ⊃ アドバイザーによる多様な体験・活動の充実
- ⊃ 開館時間延長の実施(H24年度スタート)

平成28年4月 市内全54小学校区で放課後子ども総合プランの実施を実現

長野市社会福祉審議会への諮問

改めて、利用者負担について検討する時期が到来したと判断

平成28年6月 長野市社会福祉審議会へ諮問
 (長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について)

2 児童福祉専門分科会の審議

開催日	内 容
平成28年 6月2日	平成28年度 第1回長野市社会福祉審議会 ・利用者負担について諮問⇒児童福祉専門分科会へ審議を付託 第1回児童福祉専門分科会 ・経過、プラン概要、利用者負担の論点、アンケートの実施概要 他
8月24日	第2回児童福祉専門分科会 ・アンケート及び他市の状況 他
10月18日	第3回児童福祉専門分科会 ・「導入はやむを得ない」という意見で集約
11月21日	第4回児童福祉専門分科会 ・利用者負担の金額、延長利用料、減免
12月27日	第5回児童福祉専門分科会 ・利用者負担の金額、延長利用料、減免
平成29年 1月12日	第6回児童福祉専門分科会 ・利用者負担の金額、減免、附帯意見
1月23日	第7回児童福祉専門分科会 ・答申(案) 平成28年度 第3回長野市社会福祉審議会 ・答申(案)

3 負担額の検討に当たっての主な考慮事項

- ・「長野市の行政サービスの利用者負担に関する基準」に基づくコスト及び割合
- ・類似サービス（放課後等デイサービス）との均衡
- ・平成28年6月実施の保護者アンケートの結果
- ・前回答申における金額（一律3,000円/月）
- ・中核市等、他市の状況

4 答申の内容

1	長野市放課後子ども総合プランの充実、及び、税負担の公平性確保の観点から、利用者負担の導入が必要
2	プランの利用者負担に関して必要な事項は、平成20年7月策定の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」を適用
3	プランの利用者負担導入時における金額は、登録児童一人につき一律で月額2,000円を目安とすることが適当
4	延長利用の料金は、当面の間、現行の額（1時間当たり月額700円）とすることが適当
5	利用者負担の導入に当たり、きめ細かな配慮が必要であることから、別表の減免規定を適用することが適当

<附帯意見>

利用者負担導入後も当分科会において引き続き注視していくので、以下の点について実施に努めること。

- ・コストの可視化を図るとともに将来の改定の可能性も含めて利用者に丁寧な説明に努めること。
- ・職員の能力向上や施設整備など事業の質の確保と向上に努め、プランの充実を利用者に実感いただけるよう努めること。
- ・ガイドライン作成等により、保育実費が校区や施設で異なる状況の改善に努めること。

<別表>

対象となる事情		減ずる率	(現行)
多子世帯	一の世帯で利用児童が複数いる場合	二人目	1 / 2 (1/3)
		三人目以降	全額 (1/3)
地域性	スクールバス・スクールタクシーを利用している児童及び遠距離通学費の支給を受けている児童	2 / 5	(新規)
経済的事 情	児童扶養手当の受給対象児童		(新規)
	就学援助の受給児童	1 / 2	(新規)
	市町村民税非課税の世帯の児童		(1/2)
	生活保護を受給している世帯の児童	全額	(全額)

5 利用者負担導入の決定

(1) 市の基本的な考え方

「答申を尊重して方針を決定する」

(2) 利用者負担の額

急激な負担増加による市民への影響を考慮し、
児童一人につき一律で月額2,000円とする。

(3) 実施の時期

平成30年4月

- ・平成29年3月市議会定例会において関係条例案可決
- ・平成29年度は周知及び所要の準備業務の期間に充てる。

6 今後の予定

